

藤沢市公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要領

制定 平成13年 4月1日

改正 平成15年11月1日

改正 平成16年 7月1日

改正 平成18年 4月1日

改正 平成19年10月1日

改正 平成20年 4月1日

改正 平成22年 4月1日

改正 平成25年 4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号。以下「規則」という。）第2条第2項の規定により、この市が実施する条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる案件)

第2条 一般競争入札は、工事又は製造の請負、測量等の委託、その他の請負（以下「工事等」という。）で原則としてその設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。）が1億5千万円以上のものを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、藤沢市公共工事等総合評価競争入札試行実施要領（平成19年10月1日制定）第3条各号に掲げる総合評価競争入札の対象となるものを対象とする。

(入札参加者の資格)

第3条 入札参加資格の確認基準日（次条第1項に定める入札参加資格確認申請書の提出期限の日をいう。以下「確認基準日」という。）において、次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することはできない。

- (1) 規則第15条第1項に規定する競争入札参加資格者の認定を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 発注工種（一般競争入札を行おうとする工事の建設業法（昭和24年法律第

100号)第3条第2項に規定する建設工事の種類をいう。以下同じ。)について、確認基準日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていない者(建設業法第27条の27の規定に基づく当該経営事項審査の結果通知を受けていない者を含む。)

- (4) 藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成16年7月1日制定)に基づく指名停止期間中の者
- (5) 確認基準日以前6月以内に手形又は小切手の不渡りを生じさせたことのある者
- (6) 退職一時金制度を導入していない者(建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の対象であるものに限る。)、又は中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づく建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合と建設業退職金共済契約を締結していない者
- (7) 発注工種に係る建設業法第26条に規定する技術者(監理技術者である場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者)を専任で現場に配置できない者

2 前項に規定するもののほか、契約担当課長は、入札参加資格として、工事等の規模及び内容に応じ、次の各号に掲げる事項について、その種類若しくは範囲又は内容を定めることができる。

- (1) 建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及びその他の許可登録事項
- (2) 発注工種に係る経営事項審査の総合評点
- (3) 本店又は支店若しくは営業所の所在地
- (4) 配置予定技術者(資格者を含む。以下において同じ。)の資格
- (5) 工事等の実績
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公正な競争を維持するために必要と認める事項

3 契約担当課長は、前項の入札参加資格を定めたときにおいて、当該工事が特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の結成を条件とする場合にあっては、各構成員ごとに入札参加資格を定めなければならない。なお、この場合における構成員は、複数の共同企業体の構成員になることはできないものとする。また、代表者を同じくする複数の者により共同企業体を結成することはでき

ないものとする。

- 4 契約担当課長は、第1項及び第2項の入札参加資格その他必要事項について、藤沢市契約事務等取扱規程（昭和39年藤沢市訓令甲第9号）第10条に規定する藤沢市工事業者等選考委員会に付議しなければならない。
- 5 規則第4条の規定に基づき、公告する場合においては、第1項の入札参加資格並びに第2項及び第3項の規定により定めた入札参加資格は、当該公告に明記するものとする。
- 6 複数の者で構成する組合等の構成員は、原則として当該組合等が参加しようとする一般競争入札に参加することができないものとする。
- 7 一般競争入札に参加しようとする者の間の関係については、次の各号のいずれかに該当しないものとする。ただし、該当する関係にある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。
 - (1) 一方の代表者が、他方の代表者を現に兼ねている関係
 - (2) 一方の代表者が、他方の管財人を現に兼ねている関係（入札参加資格確認の申請等）

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、公告に定める期間内に、一般競争の入札参加資格確認の申請をしなければならない。なお、電子情報処理組織を用いた入札を実施する場合は、電子情報処理組織に必要事項を登録し、電子情報処理組織により申請するものとする。

- 2 前項の申請は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）によるものとし、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
 - (1) 配置予定技術者に関する事項（配置予定技術者の資格を入札参加資格として定めた場合に限る。なお、入札参加の申請日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にあることが確認できる書類並びに配置予定技術者を監理技術者とした場合は監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の本籍部分を削除したものの写し、特定の資格者とした場合は当該資格を証する書類の本籍部分を削除したものの写しを添付するものとする。また、開札の結果における落札者は、提出した資格確認申請書に記載した配置予定技術者を当該入札に係る工事等に従事する技術者として必ず配置しなければならないものとする。）
 - (2) 同種工事等の実績に関する事項（同種工事等の実績を入札参加資格として定めた場合に限る。なお、当該実績を証する書類の写しを添付するものとする。）

る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札参加資格の確認に必要な事項

- 3 共同企業体の結成を条件とする場合にあっては、前項の申請は、工事請負競争入札参加資格者登録申請を兼ねるとともに、特定建設工事共同企業体協定書を提出させるものとする。
- 4 資格確認申請書は、必要に応じ、その記載要領を公告とともに公表するものとする。なお、電子情報処理組織を用いて入札を実施する場合は、資格確認申請書その他必要な書類を電子情報処理組織に登録し、公表するものとする。
- 5 契約担当課長は、第1項の申請に基づき、当該申請者の入札参加資格の確認をしなければならない。

(入札参加資格の審査等)

第5条 契約課長は、前条第5項の規定に基づき、当該申請者の入札参加資格の有無について、審査を行うものとする。

- 2 契約担当課長は、前項の審査の結果により入札参加資格の判定をしたときは、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書により、公告に定める日若しくは期間内に当該申請者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと判定した場合は、その理由を明記しなければならない。
- 3 前項後段の場合において、第7条第1項の規定による質問書の提出をしない者は、入札参加資格がないものと判定するものとする。
- 4 入札参加資格の判定結果については、公表しない。

(設計図書の頒布等)

第6条 契約担当課長は、公告に定める期間及び方法により設計図書を頒布又は閲覧させるものとする。

(質問書の提出等)

第7条 一般競争入札に参加しようとする者は、現場説明事項のある工事等においては、公告に定める日又は期間内に、工事担当課長に対し、質問書を提出し、設計図書についての質問（質問事項がない場合を含む。）をしなければならない。なお、電子情報処理組織を用いて入札を実施する場合は、回答を電子情報処理組織に登録し閲覧に供するものとする。

- 2 工事担当課長は、前項の質問に対する回答を質問事項を一括した回答書により公告に定める日に、公告で定める場所で、当該質問者に交付しなければならない

い。

3 一般競争入札に参加しようとする者は、現場説明事項のない工事等においては、設計図書についての質問がある場合は、公告に定める日又は期間内に、契約担当課長に対し、書面により質問書を提出することができる。

4 契約担当課長は、前項の質問書の提出があったときの質問に対する回答について、公正な競争を維持するために必要と認める場合は、質問回答書により公告に定める日若しくは期間内に、その都度定める方法により、入札参加資格を有する者全員に交付するものとする。

5 第2項及び前項の質問回答書は、当該工事等の設計図書の一部として取り扱うものとし、当該入札参加資格を有する者は、質問回答書の交付を受けなければならない

(入札金額の内訳書の提出)

第8条 契約担当課長は、一般競争入札に参加しようとする者に対して、当該一般競争入札の第1回目の入札に当たり、入札金額と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出させることができる。なお、電子情報処理組織を用いた入札を実施する場合は、電子情報処理組織に入札金額登録時に併せて内訳書を添付し電子情報処理組織により提出するものとする。

(入札の無効)

第9条 契約担当課長は、入札者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者のした入札は、無効とするものとする。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加資格の確認を受けた者で、開札日において第3条第1項各号に該当する者並びに同条第2項及び第3項の規定により定めた入札参加資格のない者
- (2) 資格確認申請書及び付属添付書類に虚偽の記載をした者
- (3) 確認基準日から開札日までに手形又は小切手の不渡りを生じさせた者
- (4) 開札日において、発注工種について、開札日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていない者（建設業法第27条の27の規定に基づく当該経営事項審査の結果通知を受けていない者を含む。）

(入札の辞退)

第10条 契約担当課長は、入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当

するときは、当該入札参加資格者の入札を辞退とするものとする。

- (1) 開札日時前までに書面により辞退届を提出した者（電子情報処理組織を用いた入札の場合は、電子情報処理組織に登録し提出したものを含む。）
- (2) 公告に定める日時若しくは期間内に入札書を提出しなかった者
（その他の細目）

第11条 この要領に定めがあるもののほか、取扱いの細目については、契約担当部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。